

学校いじめ防止基本方針

2025 年 4 月 1 日

私立 甲南女子中学校・甲南女子高等学校

1 本校の方針

本校は、「まことの人間をつくる」を建学の精神として、知性と品格を備え、人生や社会に対して前向きに取り組む自立した女性を育成することを学校の使命としている。また、教育方針として、「全人教育」、「個性尊重」、「自学創造」を掲げ、知・徳・体の調和がとれた人格の育成、個々の個性の尊重、主体的な学習態度の育成をめざしている。

その使命や目標の達成のため、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

なお、本方針の「いじめ」とは、文部科学省の定める「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」の定義に基づくものである。

* 「いじめ防止対策推進法」 第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

2 基本的な考え方

本校は「いじめ」に対し、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」という姿勢で望むことを基本とする。本校の校訓である「清く、正しく、優しく、強く」は、「いじめ」を「しない、させない、許さない」に通じるものと考ええる。

いじめについては、「どこの学校、どのクラスでも起こり得る」、「決して許さない」という意識を全教職員が持ち、教師、生徒、保護者、関係機関（地域）がより良い関係を築き、一体となっていじめ防止に向けて取り組む必要がある。そのため、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等に取り組む。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

また、中学各学年にアサーション・トレーニングを取り入れ、ストレスのないコミュニケーションの構築に努める。

【別紙 1】 校内指導体制

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

【別紙 2】 早期発見チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

〔別紙 4〕 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、文部科学省の定める「いじめ防止推進対策法(第 28 条)に定められたものであり、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、文部科学省による不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、兵庫県知事に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家（当該事案の関係者と直接人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る）を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

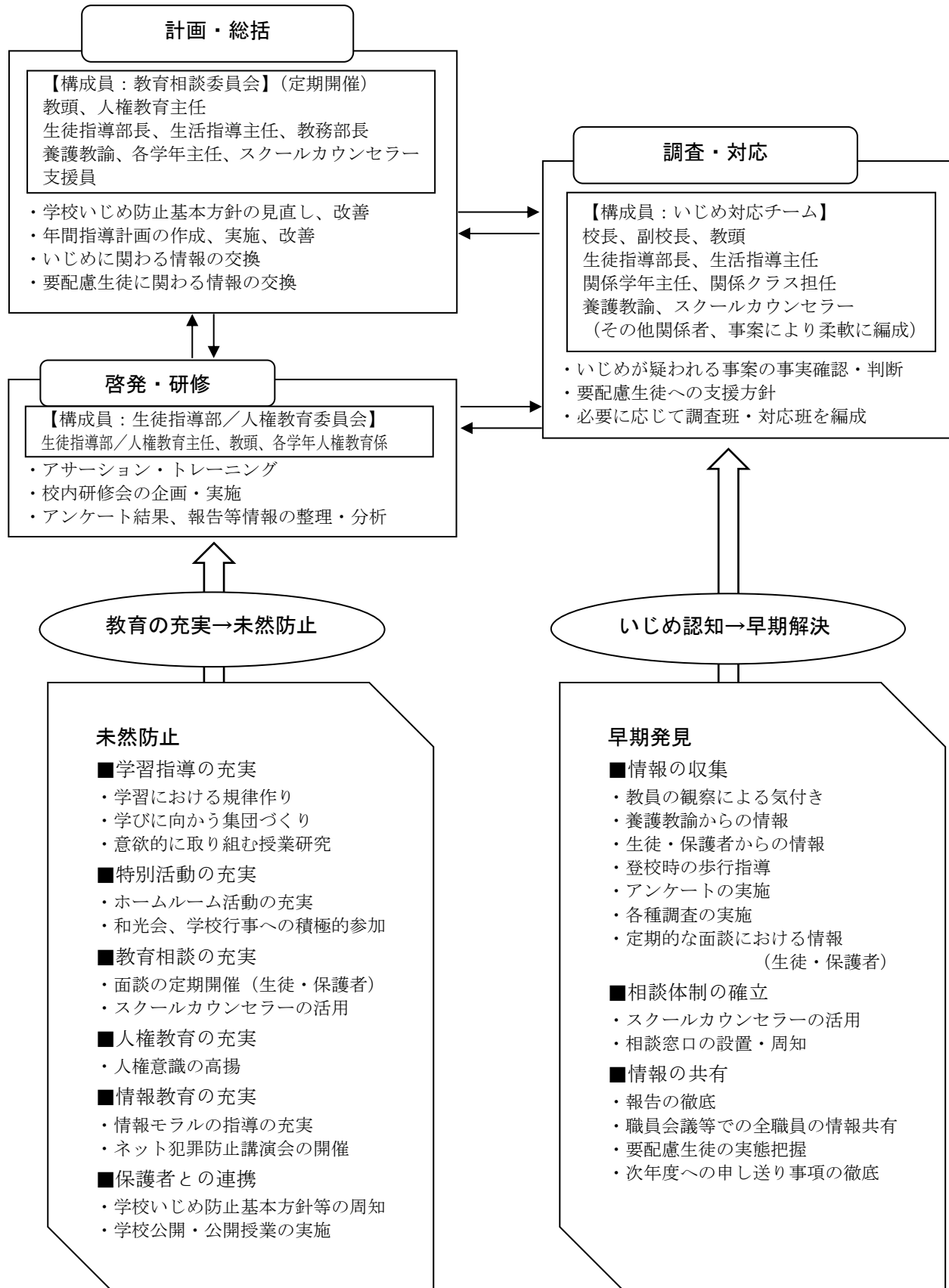
なお、事案によっては、兵庫県知事が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される「開かれた学校」であるためには、平素の教育活動等について、その情報発信に努めなければならない。いじめ防止等についても、策定した本方針については、保護者会、保護者面談などの機会を利用して保護者や関係機関（地域）への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」の点検をもとに、「いじめ防止対策委員会」が必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、保護者や関係機関（地域）からの意見も積極的に聴取するように留意する。

〔別紙1〕 校内指導体制（教育相談委員会・人権教育推進委員会）



〔別紙2〕早期発見チェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|--|--|
| ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている | ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする | ☐ グループ分けをすると特定の生徒が残る |
| ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある | ☐ 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある |
| ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる | |
| ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある | |
| ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |
| ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている | |

いじめられている生徒

● 日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|---|
| ☐ 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする | ☐ わざとらしくはしゃいでいる |
| ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない | ☐ 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる |
| ☐ 早退や一人で下校することが増える | ☐ 遅刻・欠席が多くなる |
| ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | ☐ とくどき涙ぐんでいる |
| ☐ 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる | ☐ 周囲が何となくざわついている |
| ☐ 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする | ☐ 発言を強要され、突然個人名が出される |
| ☐ 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする | ☐ にやにや、にたにたしている |
| ☐ 机などによく落書きされている | ☐ よく物がなくなる・隠される |

● 授業中・休み時間

- | | |
|---|--|
| ☐ 発言すると冷やかされたり、周囲がざわついたりする | ☐ 一人でいることが多い |
| ☐ 班編成の時に孤立しがちである | ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる |
| ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | ☐ 教職員の近くにいたがる |
| ☐ 決められた座席と違う場所に座っている | ☐ ひどいアダ名で呼ばれる |
| ☐ 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない | ☐ 不まじめな態度、ふざけた質問をする |

● 昼食時

- | | |
|--|--|
| ☐ 好きな物を他の生徒にあげる | ☐ 他の生徒の机から机を少し離している |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする | ☐ 食べ物にいたずらされる |
| ☐ 弁当を一人で食べることが多い | ☐ 掃除をさぼることが多くなる |

● その他

- | | |
|---|---|
| ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする | ☐ 理由もなく成績が突然下がる |
| ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | ☐ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている |
| ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | ☐ 顔や手足にすり傷やあざがある |
| ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない | ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる |

いじめている生徒

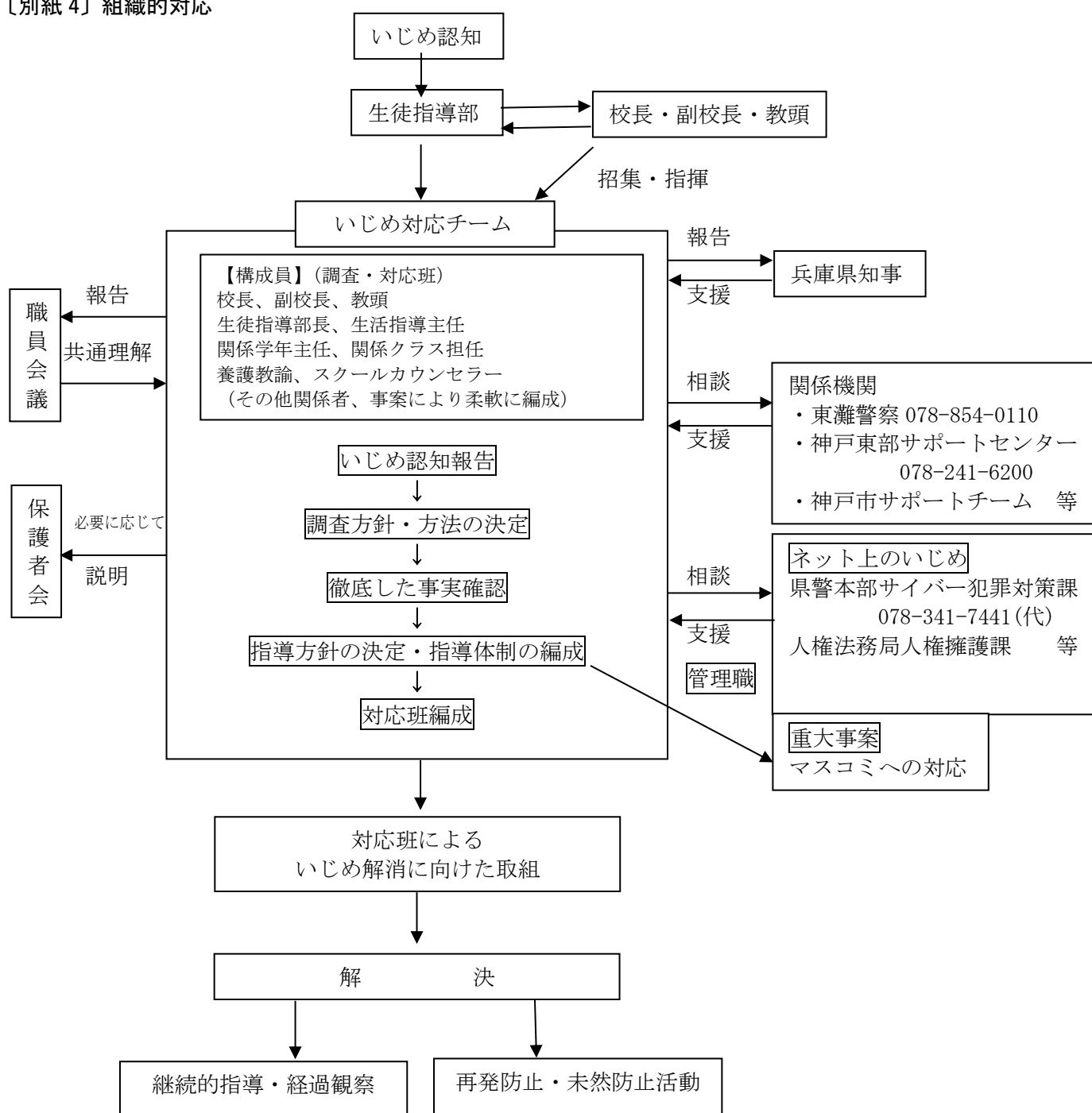
- | | |
|--|--|
| ☐ 多くのストレスを抱えている | ☐ 悪者扱いされていると思い、ムキ、乱暴になる |
| ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる | ☐ 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ |
| ☐ 教職員によって態度を変える | ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない |
| ☐ グループで行動し、他の生徒に裏で指示を出す | ☐ 他の生徒に対して威嚇する表情をする |
| ☐ 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う | ☐ 友だちとの会話の中に差別意識が見られる |
| ☐ 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている | ☐ 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている |
| ☐ 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする | ☐ 教師が近づくと、集団が不自然に分散する。 |

〔別紙 3〕 年間指導計画

	いじめ防止対策委員会・職員会議等 指導方針・計画作成		未然防止に資する取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月		事 案 発 生 時 い じ め 対 策 チ ー ム 職 員 会 議	中1 スプリングセミナー	
			クラス開き	個別面談
			文化祭	
5月	教育相談委員会		体育大会	
				↓
6月	保護者向け資料発行			授業公開、学年・学級懇談会
			講演会	保護者用資料配付(育友会総会)
7月	教育相談委員会 時間講師連絡会		人権学習、防犯教室 各部合宿・研究旅行(↓)	アンケート調査 保護者面談
8月	教員研修会(調整有り)			
				↓
9月			中2「対話」研修旅行	
10月	教育相談委員会		高校球技大会 高1 探究1日研修 中1 総合1日研修	学年懇談会(10～2月に適時) 個別面談
11月			中3 探求環境1日研修 高2 修学旅行 コーラスコンクール・中学英語劇	
12月	教育相談委員会 時間講師連絡会			↓
1月			中3 衛生講話	
2月			中3 スキー実習 高1 探求相互発表会	学校評価アンケート
3月	時間講師連絡会 教育相談委員会 委員会・対応チームのまとめ		次年度の情報交換(学年)	

* 「未然防止に資する取り組み」は新型コロナウイルス感染症のまん延状況により、延期・中止になることもあります。
また、中学各学年において、HR・道徳の時間において適宜アサーション・トレーニングを実施します。中1では、4月1日・2日のスプリングセミナーにおいても行います。

〔別紙 4〕 組織的対応



以下の対応については、関係生徒、保護者等に十分配慮した上で実行に移す。

■被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。

・いじめを発見した時は、加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。

・必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。

■双方の保護者に説明をする。

■必要に応じて傍観者への指導も行う。